

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年10月20日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員	河 崎 大 樹	肥 後 洋一郎
	しかた 松 男	

賛 成 者

大阪府議会議員	山 下 昌 彦	角 谷 庄 一
	三 橋 弘 幸	牛 尾 治 朗
	中 谷 恭 典	みよし かおる
	大 橋 章 夫	

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例一部改正の件

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十年大阪府条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
大阪府議会議員の議員報酬の月額、平成二十年八月一日から令和九年四月二十九日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十一号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。	大阪府議会議員の議員報酬の月額、平成二十年八月一日から令和六年三月三十一日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十一号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

本府の財政状況が依然として厳しい状況にあることに鑑み、大阪府議会としても財政健全化に率先して協力するため、議員報酬の3割削減を定めた現行の特例条例の適用期限を令和9年4月29日まで延長するものである。